② 利用目的の変更（法第15条第２項、法第18条第３項関連）
個人情報保護法ガイドラインの例による。
③ 利用目的による制限（法第16条第１項関連）
以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。
個人遺伝情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人遺伝情報の取扱い（法第16条第１項関連）は、原則として行わないこととする。ただし、以下の事例のように、適切かつ明確な目的や試料の取扱い方法等についてインフォームド・コンセントを得た場合は、この限りでない。
【事例】
ＤＮＡ鑑定のために取得した試料を鑑定技術の向上に向けた研究のために保管・利用する場合は、適切かつ明確な目的（「鑑定技術の向上」等）、第三者に提供する場合はその相手方、保管方法、講ずる安全管理措置、研究終了後の試料の廃棄方法等についてインフォームド・コンセントを得る。
④ 事業の承継（法第16条第２項関連）
個人情報保護法ガイドラインの例による。
⑤ 適用除外（法第16条第３項関連）
個人情報保護法ガイドラインの例による。
⑵ 個人遺伝情報の取得関係（法第17条・第18条関連）
① インフォームド・コンセントの実施
個人遺伝情報取扱事業者は、以下に示す項目について、事前に本人に十分な説明をし、本人の文書による同意を受けて、個人遺伝情報を用いた事業を実施することとする。
また、ＤＮＡ鑑定など鑑定結果が法的な影響をもたらす場合においては、その影響についても適切かつ十分な説明を行った上で、文書により対面で同意をとることとする。
インフォームド・コンセントの撤回に関しては、契約で定めることとする。ただし、個人遺伝情報の特殊性に鑑み、本人が撤回を依頼してきた場合は応じることが望ましく、その際は、本人が廃棄以外の処置を希望する場合を除き、当該本人に係る試料等及び検査結果を特定の個人を識別できないようにした上で廃棄することとする。廃棄等に必要なコストを本人に要求することも契約で定めることができることとする。
特定個人遺伝情報取扱事業者は、委託元が得たインフォームド・コンセントの範囲内で事業を実施することとする。
【インフォームド・コンセントの文書に盛り込む内容】
・ 事業の意義（特に、体質検査を行う場合には、その意義が客観的なデータにより明確に示されていること。）、目的、方法（対象とする遺伝的要素、分析方法、精度等。将来の追加、変更が予想される場合はその旨。）、事業の期間、事業終了後の試料の取扱い、予測される結果や不利益（社会的な差別その他の社会生活上の不利益も含む。）等
・ インフォームド・コンセントの撤回の方法、撤回の要件、撤回への対応（廃棄の方法等も含む。）、費用負担等
・ 事業者名称、住所、電話番号、代表者の氏名・職名
・ 試料等の取得から廃棄に至る各段階での情報の取扱いについて、個人遺伝情報の匿名化及び安全管理措置の具体的方法
・ 解析等を他の事業者に委託する場合、又は共同利用する場合は、委託先又は共同利用先の名称及び個人遺伝情報の匿名化、安全管理措置の具体的方法（委託先に法及び本ガイドラインを遵守させるために委託元が講じている措置が明確に記載されている場合は、委託先の名称を省略することができる。ただし、外国にある事業者に委託する場合は、委託先の名称を省略することはできない。）
・ 解析等を外国にある他の事業者に委託する場合、又は共同利用する場合は、その旨
・ 個人遺伝情報取扱審査委員会により、公正かつ中立的に事業実施の適否が審査されていること
・ 個人遺伝情報の開示に関する事項（受付先、受付の方法、開示に当たって手数料が発生する場合はその旨を含む。）
・ 遺伝カウンセリングの利用に係る情報
・ 問い合わせ（個人情報の訂正、同意の撤回等）、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報
② 適正取得（法第17条第１項関連）
個人情報保護法ガイドラインの例による。
③ 要配慮個人情報の取得（法第17条第２項関連）
以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。
個人遺伝情報取扱事業者は、事業に用いる個人遺伝情報等を除き、原則として、要配慮個人情報を取得し、又は利用しないこととする。
④ 利用目的の通知又は公表（法第18条第１項関連）
以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。
個人遺伝情報取扱事業者は、個人遺伝情報を取得した後でその利用目的を本人に通知し、又は公表するのではなく、あらかじめインフォームド・コンセントにより文書でその利用目的を明らかにした上で、本人の同意をとって取得することとする。
⑤ 直接書面等による取得（法第18条第２項関連）
以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。
利用目的の明示は、インフォームド・コンセントによることとする。
⑥ 利用目的の変更（法第18条第３項関連）
個人情報保護法ガイドラインの例による。
⑦ 適用除外（法第18条第４項関連）
個人情報保護法ガイドラインの例による。
⑶ 個人遺伝情報の管理（法第19条～第22条関連）
1) 個人遺伝情報の正確性の確保（法第19条関連）
以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。
遺伝情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遺伝情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該遺伝情報を遅滞なく消去するよう努めることとする。
2) 安全管理措置（法第20条関連）
以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。
個人遺伝情報の取扱いについては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な措置を講じなければならない。その際、以下に定める匿名化をした上で、個人情報保護法ガイドラインの「８（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参考に供し、適切な措置を講じるよう努めることとする。また、遺伝情報についても、安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な措置を講じることとする。その際、本人の情報が漏えい、滅失又は毀損をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、匿名化等の情報の取扱い状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずることとする。